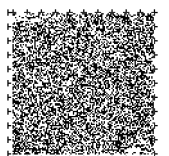
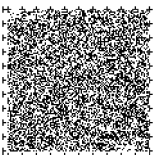


第1章 計画の策定にあたって





第1章 計画の策定にあたって

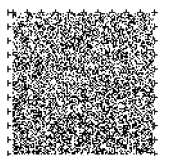
1 計画策定の背景

人口の減少が進む我が国では、超高齢化社会への進行が加速しています。このことは、障害者の高齢化に加え、高齢になってから障害者となる人の増加、障害の重度化、障害者を支える家族の高齢化等により、多くの問題を顕在化させています。その他にも、重症心身障害者（児）、医療的ケアを必要とする者の増加及び精神障害者の地域移行の支援や成年後見制度も含めた意思決定支援等の、障害者施策に関する課題も大きくクローズアップされています。

また、障害者への一方的な偏見や差別意識が背景となって、引き起こされたと考えられる障害者支援施設での事件も起きており、一人ひとりの命の重さは障害のあるなしに関わらず少しも変わることはないという価値観の共有、すべての市民が障害のあるなしによって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会の実現が重要であると考えられます。

（１）国の動向

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）」（以下「障害者総合支援法」という。）においては、改正障害者基本法（昭和45年法律84号）を踏まえた理念及び基本理念が掲げられ、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直し等が行われました。また、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることを目的とする基本理念を掲げています。さらに平成25年9月には平成25年度から平成29年度を対象とした「第3次障害者基本計画」を公表しました。平成25年12月には「障害者の権利に関する条約」締結のための国会の承認を受け、平成26年1月に障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、平成26年2月より我が国に効力が生じることとなりました。平成25年に成立した「障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）」より改正された「障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）」（以下「障害者雇用促進法」という。）と、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」（以下「障害者差別解消法」という。）については、平成28年度から施行しており、経済的自立の支援に向けた具体的な取組みが進みつつあるのと同時に、過重な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くための合理的な配慮が社会的に浸透しつつあります。



また、「障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」（以下「障害者虐待防止法」という。）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号）」（以下「障害者優先調達推進法」という。）及び「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号）」なども施行されました。

近年では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）」（以下「障害者総合支援法等一部改正法」という。）により、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実が図られました。また、障害のある児童へ計画的にサービスを提供することや、自治体において保健・医療・福祉等の連携を図ることにより、医療的ケアを要する児童に対してもニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとなりました。

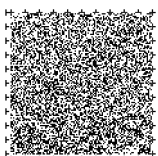
（２）東京都の動向

平成18年策定の長期計画『10年後の東京』において掲げられた障害者の3万人雇用増の目標に対して、「障害者雇用・就労推進連携プログラム」を毎年発表しています。

また、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成した「ヘルプマーク」を平成24年から開始しています。

オリンピック・パラリンピック東京2020大会を見据え、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を目指して、障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る検討も行っています。

障害者の就労支援の一環として、障害のある人が丁寧に手間をかけて作った個性的な手づくり品が揃うバラエティショップ「KURUMIRU」が展開されており、平成28年9月に都庁店がオープンし、現在は3店舗となっています。



(3) 日野市のこれまでの取り組み

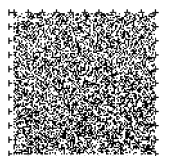
市では早くからユニバーサルデザインに配慮したまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（第二次日野市バリアフリー基本構想）を定めるとともに、平成21年に日野市ユニバーサル推進条例を施行しています。

平成26年4月に、18歳までの発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安がある保護者の総合的な相談・支援機関である「エール（日野市発達・教育支援センター）」を開設し、平成27年4月には、「にこわーく（日野市障害者生活・就労支援センター）」を開設しました。

「エール」は、福祉部門と教育部門の部署が設置されており、多様な専門職（心理士、言語聴覚士、作業療法士、保健師、スクールソーシャルワーカーなど）による連携した支援が行われています。子どもの育ちに関する相談窓口を一本化し、福祉と教育が一体となって継続的に支援する仕組みは、全国的にも珍しく、先進的な取り組みとして注目されています。

また「にこわーく」では、障害のある人の就労や生活の相談、就労のための訓練などを一体的に行い、障害のある人が働きながら地域で生活していくためのサポートを行っているほか、市民に障害を理解していただくための情報発信やイベントを行っています。障害のある人が、地域で生きがいと誇りをもって働くことで、障害のある人の自己実現と同時に、地域の活性化にも貢献しています。

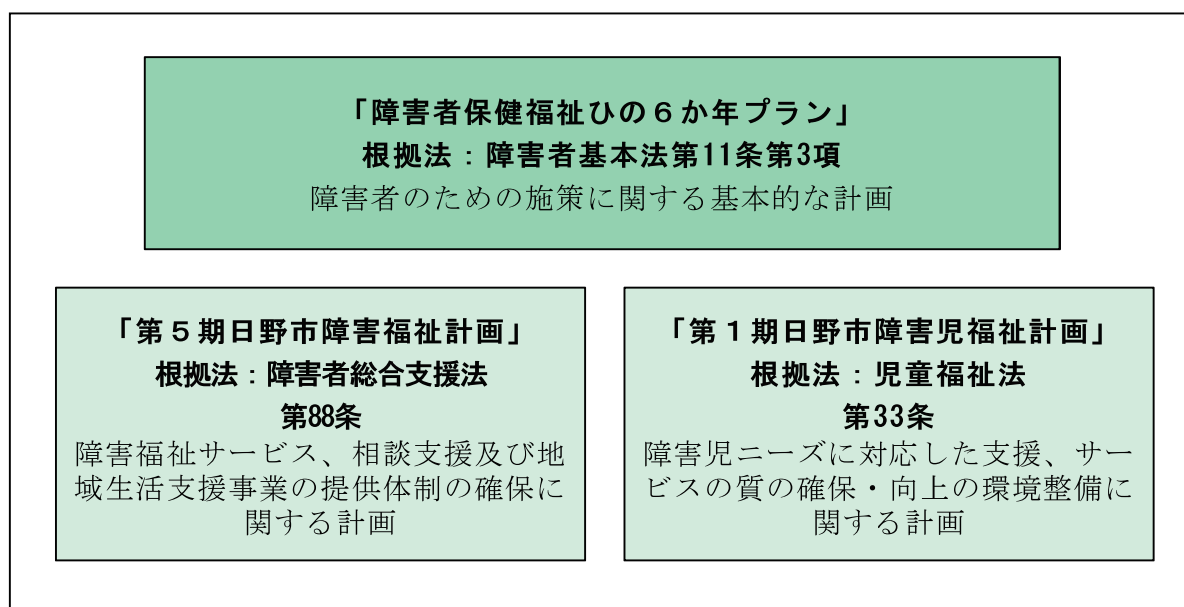
障害のあるなしに関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、平成29年3月に日野市障害者差別解消基本方針を策定しました。さらに、障害者差別解消を推進するため、条例案の検討を行う（仮称）日野市障害者差別解消推進条例策定検討委員会を設置し、協議を重ねています。



2 計画の位置づけ

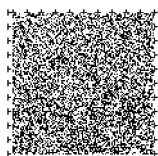
障害者基本法第11条第3項に定められた市町村障害者計画として、日野市の障害福祉に関する施策について、中・長期的な視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する「障害者保健福祉ひの6か年プラン」と、障害者総合支援法第88条に定められた市町村障害福祉計画として策定する「第5期日野市障害福祉計画」及び児童福祉法33条に定められる市町村障害児福祉計画として策定する「第1期日野市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。障害のある市民の現状を把握し、国及び東京都の関連計画との整合性を図りながら、市の障害保健福祉に関する事項を策定するものです。

《日野市の障害者福祉に関する計画の関係図》

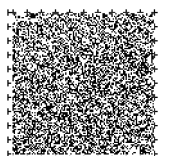
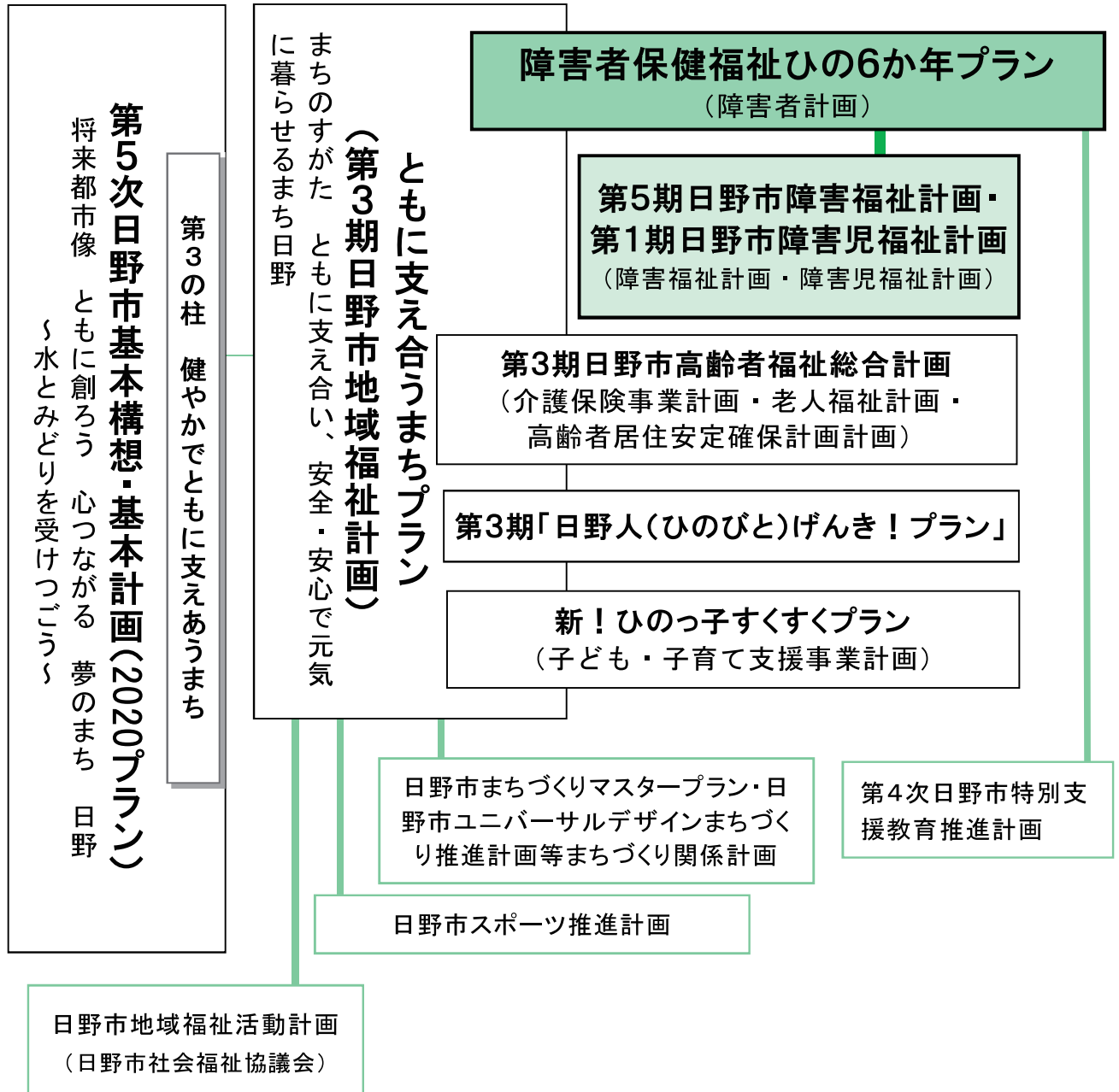


また、日野市では、第5次日野市基本構想・基本計画（平成23年度～32年度）において、「ともに創ろう 心つながる 夢のまち 日野 ～水とみどりを受けつごう～」を将来都市像とし、その実現に向けた7つの柱を設定しており、健康・福祉分野についての柱は「柱3 健やかでともに支えあうまち」となっています。

障害者保健福祉ひの6か年プラン（障害者計画）は、その基本目標を達成するため、具体的に施策・事業等を整理し取りまとめ、福祉のまちづくりの推進を図っていくものです。福祉を取り巻く環境の変化が続く中、保健・福祉分野並びに周辺分野における施策との連携を十分図りながら推進していくことが重要となっています。



《日野市における障害分野の各種計画の位置づけ》



3 計画の対象

これらの計画は、市民、企業（事業所）、行政機関など全ての個人及び団体を対象とします。

また、市では、障害者の定義を「障害者手帳のあるなしにかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

4 計画の期間

障害者基本法に基づき策定した「障害者保健福祉ひの6か年プラン」の計画期間は平成30年度～平成35年度の6か年とします。

障害者総合支援法に基づき策定する第5期日野市障害福祉計画、及び児童福祉法に基づき策定する第1期日野市障害児福祉計画の計画期間は、平成30年度～平成32年度の3か年とします。

《計画期間》

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
障害者保健福祉ひの6か年プラン（障害者計画）					
第5期日野市障害福祉計画					
第1期日野市障害児福祉計画					

5 計画と条例（今後制定予定）及び基本方針との整合

障害者保健福祉ひの6か年プランでは、平成29年3月に策定した日野市障害者差別解消基本方針及び現在制定に向け検討中の（仮称）障害者差別解消推進条例と整合を図るとともに、関連する施策等を計画に位置づけ、障害者差別解消に関係する施策・事業の実効性を高めていきます。

